



期末従業員未払賞与が否認された事例

定し、かつ、各人別支給額を口頭で各人に通知をしているので、期末までに債務が確定していることから、損金処理として未払金を計上しました。

調査官 決算期賞与明細書は作成をしていますか。

担当者 はい。

調査官 それはいつ作成されましたか。

担当者 期末近くに作成しています。

調査官 明細書まで作成しているのであれば、従業員にこれを示し確認印をもらうのが常識だと思われませんが、なぜ、口頭での通知としたのですか。

担当者 期末のため忙しく確認印でもらう余裕がありませんでした。

口頭では認められないのですか。

調査官 そうではありません。しかし、従業員全員に対する通知は事業年度内に行ったという事実を示すものを、きちんと提示をしていたかかないと事実確認ができません。

翌期に従業員から確認印はもらっているのですか。

担当者 いいえ。口頭で伝えたので必要ないと思いました。

調査官 未払金内訳書には従業員賞与の記載がありませんね。

担当者 うっかり記載漏れをしてしま

いました。

調査官 期末の処理について税理士とはどのように連絡をとっているのでしょうか。

担当者 連絡票を作成して送っています。

調査官 債務の確定に関する重大な問題ですので、税理士には相談しましたね。

担当者 はい。

調査官 それでは連絡票の写しを見せてください。

担当者 どうぞご覧ください。

調査官 税理士に送った連絡票に未払賞与額算定基準書はついていません。

連絡票は事業年度内に税理士に送っていますよね。

担当者 ……

調査官 この連絡票を見ると、支払賞与5000万円としか書いてありません。

つまり未払賞与の算定基準等がこの時点では確定していなかったことになりませんか。

担当者 そのようなことはありません。

調査官 そうですか。それで

は関与税理士に今から確認をとりますかよろしいですね。

担当者 ……

調査官 連絡票の作成時点で、未払賞与額算定基準書や未払金内訳書も作成されていないければ、税理士は判断できません。

担当者 ……

調査官 従業員賞与の細目については翌期に作成されたか推認されますので、当期末までに債務が確定されていたとは思われません。

従って、従業員賞与（未払金）の損金算入は認められません。



イラスト 渡辺 正義

調査対象法人が期末において従業員賞与を未払金により損金経理をしていることから、債務の確定時期の判定について事実認定が行われています。

調査官 従業員賞与の未払処理を行った経緯を説明してください。

担当者 従業員の賞与について支給総額5000万円及び各人別支給額を決